

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

平成30年5月改訂版

軽度者（要支援1・2、要介護1）に対する福祉用具の貸与について、その状態像からは利用が想定しにくい次のア～カの種目は、原則として保険給付の対象になりません。また、「カ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、要介護2・3の方についても、原則として貸与できません。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ア 車いす及び車いす付属品 | イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品 |
| ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器 | エ 認知症老人徘徊感知機器 |
| オ 移動用リフト（つり具の部分を除く） | カ 自動排泄処理装置 |

ただし、これらの福祉用具について軽度者の身体状況に照らし、厚生労働省大臣が定める状態像に当てはまる場合は、例外的に保険給付の対象となります。

◆例外給付の可否判断◆

1 基本調査結果による判断 →市へ届出書提出は不要

直近の認定調査結果の写しを入手し、各々の福祉用具ごとに定める状態像（別表）に該当するかを客観的に判断します。

2 ケアマネジメントによる判断 →市へ届出書提出は不要

別表のうち、ア 車いす及び車いす付属品については「(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」であることを、オ 移動用リフトについては「(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者」であることを判断する認定調査結果がありません。これらについては、主治の医師から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断します。

☆主治の医師から得た情報…主治医の診断書、意見書、指示書等に「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」、「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」と記載があれば万全ですが、必ずしも医師による文書が必要ではなく、指定居宅介護（介護予防）支援事業者が医師に確認し、記録に残しておけばよいことになっています。

3 医師の医学的所見による判断 →市へ届出書提出が必要

上記1・2によっても、ア～カの福祉用具の利用が想定される状態像に該当しないが、次のi)～iii)のいずれかに該当することが、医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要であると判断されている場合、市へ『国分寺市軽度者に対する福祉用具貸与届出書』と添付書類を提出し、承認を受けたうえでサービス利用を開始します。承認の場合は、届出書に承認印を押したものの写しを返却します。

- i) 疾病その他の原因により、状態が悪化しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に当該福祉用具を必要とする状態に該当する者
(例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに当該福祉用具を必要とする状態に該当するに至ることが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から当該福祉用具を必要とする状態に該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

☆医師の医学的な所見・・・主治医意見書による確認の他、診断書又はケアマネジャーが聴取したケアプランに記載する医師の所見により、確認する方法でもよいことになっています。

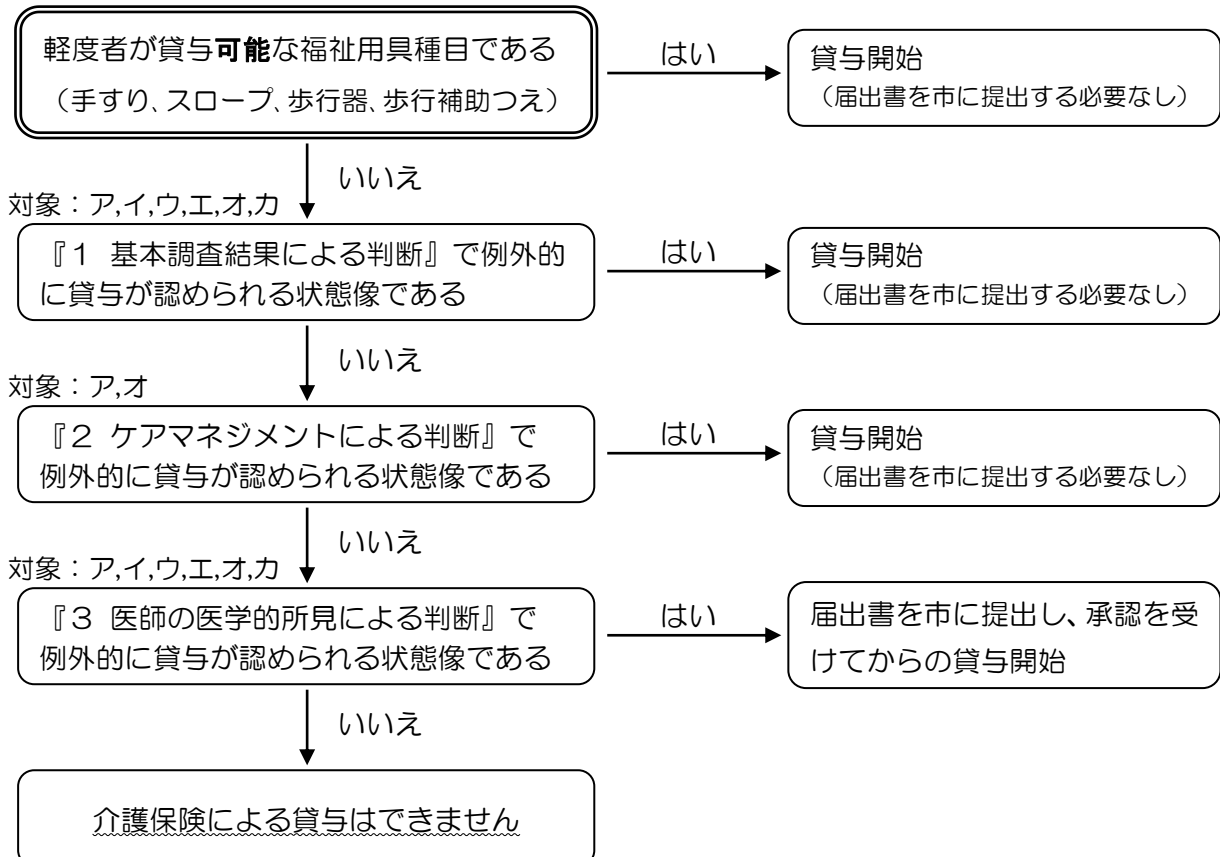
◆届出書の提出◆

市への届出書の提出は、原則利用開始希望月のケアプラン作成前（利用開始希望月の前月）に提出してください。介護認定が遅れているなど利用開始前に届出が提出できない場合は、事前に市へ必ずご連絡ください。また、下記のいずれかの場合には、届出書を再提出していただく必要があります。

☆要介護状態区分が変更になったとき。

☆福祉用具の必要性について、必要に応じ随時サービス担当者会議で見直しを行い、状態に変化が認められるとき。

◆軽度者に対する福祉用具貸与の流れ◆



【別表】

対象外種目	状態像	認定調査における基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品 ※(1)(2)のいずれかに該当する者	(1)日常的に歩行が困難な者	1-7「3.できない」に該当
	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する基本調査がないためケアマネジメントで判断
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品 ※(1)(2)のいずれかに該当する者	(1)日常的に起きあがり困難な者	1-4「3.できない」に該当
	(2)日常的に寝返りが困難な者	1-3「3.できない」に該当
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3.できない」に該当
エ 認知症老人徘徊感知機器 ※(1)(2)のいずれにも該当する者	(1)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	3-1「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外に該当 又は3-2～3-7のいずれかが「2.できない」に該当 又は3-8～4-15のいずれかが「1.ない」以外に該当 その他、主治医意見書に認知症の症状がある旨が記載されている場合
	(2)移動において全介助を必要としない者	2-2「4.全介助」以外に該当
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く) ※(1)～(3)のいずれかに該当する者	(1)日常的に立ち上がりが困難な者	1-8「3.できない」に該当
	(2)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	2-1「3.一部介助」又は「4.全介助」に該当
	(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する基本調査がないためケアマネジメントで判断
カ 自動排泄処理装置 ※(1)(2)のいずれにも該当する者	(1)排便が全介助を必要とする者	2-6「4.全介助」
	(2)移乗が全介助を必要とする者	2-1「4.全介助」

※注意事項

- 福祉用具のケアプランへの位置付けにあたっては、サービス担当者会議を開催し必要な理由を記載してください。また、必要に応じ随時サービス担当者会議を開催し、福祉用具の必要性について見直しを行ってください。
- 「国分寺市軽度者に対する福祉用具貸与届出書」提出には添付書類が必要です。届出書裏面【届出書提出の際の添付書類】にてご確認ください。

【問い合わせ先】
〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18
国分寺市 福祉部 高齢福祉課 介護保険係
TEL 042(325)0111
内線2407・2414・2417
FAX 042-325-1380